

協議資料 1

平成 29 年度生活交通確保維持改善計画（旧：生活交通ネットワーク計画） （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 28 年 6 月 1 日
（協議会名称）新城市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

平成 29 年度新城市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新城市では、住民にとって利便性が高く、かつ効率的な運行の構築を目的として平成 20 年 2 月に「地域公共交通総合連携計画」を策定した。これに基づき、平成 20 年度から 22 年度に地域公共交通活性化・再生総合事業を実施し、この一環として新城市 S バス（市営バス）西部線、塩瀬線およびつくであしがる線の実証運行を開始した。平成 23 年度からは本格運行に移行し、学生の通学や高齢者の移手段の確保を考慮したルート変更を随時行ってきた。

このうち、西部線は、市中心部の病院・商店への移手段と、豊鉄バス新豊線や J R 飯田線に接続し豊橋方面に移動する手段となっている。

塩瀬線は、豊鉄バス新城病院上平井田口線や J R 飯田線に接続し、市中心部の病院・商店への移手段となっている。

つくであしがる線は、作手地区内の診療所への通院と、S バス作手線に接続し市中心部の病院・商店への移手段となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

本市の高齢化率は 32.4% で東三河 5 市の中で最も高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない。このため今後大幅な利用者増を見込むことは難しいものの、バス利用者の満足度を向上させることで利用者増に繋げていきたい。

そこで、バス利用者に対する満足度を数値化し、評価に用いることとする。これは、1.0 を基準値（普通）とし、不満を 0.8、満足を 1.2 として、その範囲内で変化する値で満足度を量るものである。この調査は市営バス全線で実施しており、この数値を全線で対前年比 0.01 ポイント向上させるとともに、収支率と利用者数（小中学生の利用分を除く）も 27 年度比で 1.01 倍を目標とする。

そして、利用者数の減少が著しい路線や満足度の低い路線に対しては、経路の見直し等も含めた改善を図り、併せて沿線住民組織である「守り育てる会」での検討を行うことで、利用しやすい路線としていきたい。

下表は 3 路線の平成 27 年度実績を基とした項目別の目標値である。

路線名	利用者数（人）			収支率（%）			満足度数		
	H29	H30	H31	H29	H30	H31	H29	H30	H31
西部線	3,510	3,540	3,570	7.34	7.42	7.49	1.05	1.06	1.07
塩瀬線	1,617	1,627	1,637	8.70	8.78	8.87	1.15	1.16	1.17
つくであしがる線	980	990	1,000	2.42	2.45	2.47	1.20	1.21	1.22

※利用者数（人）は小中学生の利用分を除く

(2) 事業の効果

○西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、西部線を維持することで沿線（16,952人）の高齢者の通院、高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、塩瀬線を維持することで沿線（1,595人）の高齢者の通院、中高生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物の足として利用されることで、外出の促進や地域活性化にも繋がる。

○つくであしがる線

この路線周辺には他に公共交通がないため、つくであしがる線を維持することで沿線（2,589人）の高齢者の通院、買い物の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに作手地区の診療所や接続する幹線を経由して、市中心部の病院や商業施設への移動手段として必要である。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙表1及び添付資料のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別紙表2及び添付資料のとおり

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別紙表5及び添付資料のとおり

8. 車両の取得に係る目的・必要性

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(2) 事業の効果	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月24日(第1回) 補助申請路線協議 ・平成28年6月1日(第2回) 生活交通確保維持改善計画について協議及び合意 	
12. 利用者等の意見の反映	
住民アンケートをもとに策定した新城市地域公共交通総合連携計画において課題としている学生の通学手段の確保、高齢者の通院や買い物の移動手段の確保、交通空白地対策に重点を置いた計画としている。	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県振興部交通対策課主幹 愛知県新城設楽建設事務所維持管理課長
関係市区町村	新城市長 新城市総務部長 新城市市民福祉部長
交通事業者・交通施設管理者等	豊鉄バス株式会社取締役営業企画部長 豊鉄タクシー株式会社取締役社長 愛知県警新城警察署交通課長
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学大学院准教授 バス利用者 公益社団法人愛知県バス協会専務理事 豊橋鉄道労働組合中央執行委員長 新城市社会福祉協議会長 新城市老人クラブ連合会長 千郷小学校PTA副会長(新城市小中学校PTA連絡協議会)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県新城市字東入船 6-1

(所 属) 新城市役所総務部行政課

(氏 名) 瀬野尾 充彰

(電 話) 0536-23-7611

(e-mail) gyousei@city.shinshiro.lg.jp